

● 血管撮影領域におけるタスク・シフト／シェアの取り組み

秋田県立循環器・脳脊髄センター 放射線科診療部 | 加藤 守

血管撮影領域のタスク・シフト／シェアにおいて、現行制度の下で実施可能な業務として血管造影・画像下治療(IVR)における補助行為が特に推進する業務として示された。また、法令改正により、厚生労働大臣が指定する研修を修了した者は、動脈路に造影剤注入装置を接続する行為及び造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為が新たに認められた。当施設では医師の被ばくを分散化し低減する事を目的として、補助業務を行う事とした。補助業務を行うにあたっては、医局・看護部・臨床工学部・事務部に事前に補助業務を診療放射線技師が行う事のメリットを説明した。また、看護部による研修会や医師によるシミュレーションを実施した。補助業務開始後、医師の被ばく線量は低下し、診療放射線技師の被ばく線量は微増したが、線量限度を考えても安全側の管理値であった。タスク・シフト／シェアを行う際は他部門とのコミュニケーションは重要と感じた。

In the task shift/share in the field of angiography, it was indicated as a work that can be carried out under the current system, and that assisting actions in IVR are particularly promoted. In addition, the act of injecting a contrast medium into the artery using a contrast medium injection device was newly permitted by revision of the law. In our facility, we decided to provide assisting work for the purpose of dispersing and reducing the radiation exposure of doctors. After the start of the assisting work, the radiation exposure dose of doctors decreased and the radiation exposure dose of technicians slightly increased, but even considering the dose limit, it was a controlled value on the safe side. I felt that communication with other departments was important when performing task shift/sharing at our facility.

● 血管撮影領域における業務拡大

令和3年9月30日の厚生労働省医政局長通知(医政発 0930 第16号)にて、医師の時間外労働の上限規制が適用される令和6年4月に向け、医師の労働時間の短縮を進めるために、現行制度の下で実施可能な範囲において、医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト／シェアを早急に進める必要があるとした考えが示された。現行制度の下で実施可能な業務と

して診療放射線技師には8項目が示され、血管撮影領域に直結するものとしては血管造影・画像下治療(IVR)における補助行為が特に推進する業務として示された。血管撮影装置の操作を行い、医師の補助として、カテーテルやガイドワイヤー等を使用できる状態に準備する行為や、医師に手渡しする行為、カテーテル及びガイドワイヤー等を保持する行為、医師が体内から抜去したカテーテル及びガイドワイヤー等を清潔トレイ内に安全に格納する行為等の医行為に該当しない補助行為について、清潔区域への立入り方法等

について医師・看護師の十分な指導を受けた後は、診療放射線技師が行うことが可能となった。

令和3年7月9日の厚生労働省医政局長通知(医政発 0709第7号)にて、令和3年5月28日付けで公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、診療放射線技師法、診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令により、厚生労働大臣が指定する研修を修了した者は業務範囲が拡大された。血管撮影領域では、動脈路に造